

知的障害

1 知的障害とは

知的障害とは、「発達期に起こり、知的機能の発達に明らかな遅れがあり、適応行動の困難性を伴う状態」をいう。

この障害の多くは、胎児期、出生時及び出生後の比較的早期に起こる。発達期の規定の仕方は、必ずしも一定しないが、18歳以下とすることが一般的である。したがって、知的障害は、発達期以降の外傷性頭部損傷や高齢化に伴う知能低下などによる知的機能の障害とは区別される発達障害として位置付けられる。

知的機能とは、認知や言語などにかかわる機能であるが、その発達に明らかな遅れがあるということは、精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の児童生徒と比較して平均的水準より明らかに遅れが有意にあるということである。

適応行動の困難性があるということは、適応能力が十分に育っていないということであり、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて、その年齢段階に標準的に要求されるまでには至っていないことである。そのため、困難性の有無を判断するには、特別な援助や配慮なしに、同じ年齢の者と同様に、そうしたことが可能であるかどうかを調査することが大切となる。

知的機能の発達に明らかな遅れがあり、適応行動の困難性を伴うという状態は、全体的な発達の遅れとして現れる。その原因は多種多様で、具体的には不明なことが多い。概括的にいえば、中枢神経系の機能障害に加えて、心理的・社会的条件がその要因となる。

発達上の遅れ又は障害の状態は、ある程度、持続するものであるが、絶対的に不変で固定的であるということではない。教育的対応を含む広義の環境条件を整備することによって、障害の状態はある程度改善されたり、知的発達の遅れがあまり目立たなくなったりする場合もある。つまり、知的障害は、個体の条件だけでなく、環境的・社会的条件との関係で、その障害の状態が変わり得る場合があるということである。

文部科学省就学指導資料（平成14年6月）から一部抜粋

2 知的障害児童生徒の教育の場

知的発達に遅れのある児童生徒で、特別支援学校の対象となるものの障害の程度について、学校教育法施行令第23条の3において、次のように定められている。

- 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

知的障害のある児童生徒を対象にした特別支援学校では、児童生徒の発達段階などに合わせて教育課程を編成し、生活に結び付いた内容が、具体的な活動を通して指導されている。小学部では基本的な生活習慣や日常生活に必要な言葉の指導など、中学部ではそれらを一層発展させるとともに、集団生活や円滑な対人関係、職業生活についての基礎的な事柄の指導などが行われている。高等部においては、家庭生活、職業生活、社会生活に必要な知識、技能、態度などの指導を中心とし、木工、草花の栽培、窯業、縫製などの作業学習に取り組んでいる。

また、知的障害特別支援学級は、障害が比較的軽度の児童生徒のために小・中学校に設置されており、小集団の中で個に応じた指導が行われている。小学校の特別支援学級では、体力づくりや基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な言語や数量などの指導をしている。また、中学校の特別支援学級では、それらを更に伸ばすとともに、職業生活や家庭生活に必要な知識や技能などの指導が行われている。

3 情報収集及び実態把握の視点

(1) 身の自立

ア 食事、排せつ、衣服の着脱、身だしなみ、整理整頓などはどの程度手伝ったら、どの程度できるか。

(2) 意思の交換

ア 音声言語、身振り、指差し、文字カード、絵カードなど、どんな手段で意思を表現しているか。

イ 日常のあいさつ、自分の名前紹介、電話の応対などはどうか。

ウ 単純な指示、複雑な指示などの程度のどんな指示を理解できるか。

エ どの程度の伝言を伝えられるか。

(3) 認知・行動の統制

ア どのくらいの見通しをもって行動し、どのくらい集中、持続できるか。

イ 物の名称や身近な人の名前などの理解はどうか。

(4) 作業・操作

ア おもちゃの操作、食事の動作、家電製品の操作、図画工作等の様々な道具の操作、筆記用具の使い方などの作業・操作能力はどうか。

(5) 社会性・情緒

ア あいさつや身振りなど、他人の模倣はどの程度できるか。

イ 感覚的な遊び、物を意図的に操作する機能的遊び、物を何かに見立てた想像的な遊びなど、遊びはどんな段階にあるか。

ウ 順番の約束事や役割分担などの入ったごっこ遊びに、どの程度参加できるか。

エ 集団活動に、だれと、どんな場面なら、どの程度参加できるか。

オ どんな物に興味・関心を示すか。

カ 特徴的な身体の動きはないか。

キ 情緒の安定度はどうか。

4 具体的な援助のポイント

- (1) 音声言語以外の，児童生徒からのわずかな発信でも見逃さず受信して応答することで，児童生徒の発信意欲を促す。
- (2) 抽象的思考だけでなく，様々な感覚（視覚，聴覚，触覚，嗅覚，味覚など）を十分に働かせて，物の弁別や状況の判断ができるように促す。
- (3) 指示的，否定的な言葉掛けを減らし，児童生徒の自発的な活動を増やしていく。
- (4) 選択的な言葉掛けを多くし，自己決定をする場面を増やし，自発性を高めて「考える習慣」を育てる。
- (5) 体験活動を豊かにし，生活経験を広げ，体験に結び付いた言葉の発達を促す。
- (6) 身辺処理等，自力でできるような状況設定をして，成功経験を増やし，自己効力感をもたせる。
- (7) 児童生徒にも分かる手段で一日の生活の流れを作り，見通しをもって行動できるように促す。
- (8) 負担が大きくなりすぎないように，一人一人の実態に応じたスモールステップで課題を設定する。
- (9) 繰り返し指導することで定着を図り，苦手な記憶力を補う。
- (10) わずかな進歩でも見逃さず，賞賛する。
- (11) ごっこ遊びや見たて遊び，ゲームなどを通して児童生徒同士のかかわりを増やす。
- (12) 奇声やつめかみ等，気になる行動に対しては，「どのようにしたらよいか」と対策を先に考える前に，「どうしてこんなことをするのか」と原因から先に考えて対応する。